

中途脱退者の皆様へ

岡山県病院企業年金基金の脱退一時金の選択肢について、次のとおりご案内申し上げます。

1. 中途脱退者に該当される方





資格喪失時に次のいずれかに該当される方は、当基金の中途脱退者(脱退一時金の受給権者)となります。

中途脱退者の範囲	資格喪失日の年齢	
	65歳未満	3年以上
	65歳以上	3年以上(65歳到達日の加入期間が15年以上の方 [※] を除く。)

※ 65歳到達日(誕生日の前日)において加入期間15年以上の方は、当基金の老齢給付金の受給権者となるため、中途脱退者には該当しません。

2. 脱退一時金の選択肢について

次の選択肢ア～カからいずれか1つを選択することができます。

選 択 肢		選択肢の概要・手続き等
ア	当基金から脱退一時金を受給する ^{※1}	3の(1)をご確認願います
イ	将来当基金から老齢給付金(年金・一時金)を受給する  この選択肢は、「資格喪失日の年齢が65歳未満で、加入期間15年以上の方のみ」選択することができます。	3の(2)をご確認願います
ウ	企業年金連合会(通算企業年金)へ移換する ^{※1~3}	3の(3)をご確認願います
エ	再就職先が実施している企業年金制度へ移換する ^{※1~3} (ア) 厚生年金基金  再就職先の基金が受換できる場合のみ選択可。 (イ) 確定給付企業年金[DB]  再就職先の基金が受換できる場合のみ選択可。 (ウ) 企業型確定拠出年金[企業型DC]	3の(4)をご確認願います
オ	個人型確定拠出年金[iDeCo](国民年金基金連合会)へ移換する ^{※1~3}  ・この選択肢は、iDeCo加入者の方(資格喪失後に加入される方を含む。)のみ選択することができます。 ・再就職先で企業年金制度に加入する場合は、再就職先にiDeCo加入の可否等をご確認ください。	3の(5)をご確認願います
カ	現時点での選択を保留し資格喪失日から1年を経過する日までの間に改めて選択する。なお、資格喪失日から1年を経過するまでの間に選択しない場合は、企業年金連合会へ移換する。 ^{※1,2}	3の(6)をご確認願います

※1 当基金の老齢給付金の加入者期間要件(資格喪失日において65歳未満、加入者期間15年以上)を満たしている方で、資格喪失日から1年以内に65歳到達される方は、65歳に達する日(当基金の老齢給付金の受給権を取得する日)までの間に他の企業年金制度等への移換を終了していない場合、又は脱退一時金を受給していない場合は、選択結果にかかわらず、当基金から老齢給付金をお受け取りいただくことになります。

※2 移換終了までの間に当基金へ再加入、死亡した場合は移換できません。

※3 脱退一時金の部分選択(50%受給)を選択した場合は選択できません。

3. 選択肢の概要・手続き等

(1) 選択肢ア: 当基金から脱退一時金を受給する

期 限	資格喪失後、速やかに(選択と同時に脱退一時金の請求が必要です。)
提出書類 留意事項	① 中途脱退者選択届 ② 脱退一時金請求書及び添付書類 ・退職により資格喪失した場合は、退職所得となり、退職所得控除が適用されます。 ・退職所得控除の適用には、退職所得の受給に関する申告書、退職所得の源泉徴収票(該当者のみ)の添付が必要です。

(2) 選択肢イ: 将来当基金から老齢給付金(年金・一時金)を受給する

脱退一時金の支給を繰り下げて、65歳から当基金の老齢給付金(20年保証付終身年金又は一時金)を受給することができます。

期 限	資格喪失後、速やかに(選択と同時に脱退一時金の支給繰下げ申し出が必要です。)
提出書類 留意事項	① 中途脱退者選択届 ② 脱退一時金支給繰下げ申出書 ・資格喪失後1年以内であれば選択肢ア、ウ～オに変更することができます。

～資格喪失後に住所、氏名等に変更がございましたら当基金あてご連絡をお願いいたします～

(3) 選択肢ウ: 企業年金連合会(通算企業年金)へ移換する

脱退一時金相当額を企業年金連合会へ移換して、原則65歳から通算企業年金(15年保証付終身年金)を受給することができます。

移換申出期限	資格喪失日から1年を経過する日
提出書類	中途脱退者選択届
企業年金連合会(通算企業年金)制度の概要	<ul style="list-style-type: none">・ 確定給付企業年金又は厚生年金基金を資格喪失した方が脱退一時金相当額を移換することにより、原則65歳から通算企業年金(15年保証付終身年金)として受け取ることができます。また、保証期間中に病気や災害などの理由があった場合は選択一時金、亡くなられ場合は死亡一時金を受け取ることができます。・ 年金額の算定には、受換時の年齢に応じた予定利率(1.25%~0.25%)が適用されます。・ 受換時に脱退一時金相当額から事務費(定額事務費+脱退一時金相当額に応じた定率事務費)が一括控除されます。・ 詳細につきましては、別添の「通算企業年金のおすすめ」をご確認ください。 <p>[お問合せ先] 企業年金連合会 年金サービスセンター年金相談室 TEL 0570-02-2666 (PHS・IP 電話からは 03-5777-2666) 〒105-0011 東京都港区芝公園 2-4-1 芝パークビル B 館 10F (http://www.npfa.or.jp)</p>

(4) 選択肢エ: 再就職先が実施している企業年金制度へ移換する

再就職先が実施している企業年金制度(厚生年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金)へ脱退一時金相当額を移換して、将来、年金又は一時金を受けることができます。

移換申出期限	資格喪失日から1年を経過する日(ただし、厚生年金基金への移換は、資格取得日から3ヶ月を経過する日のいずれか早い日まで)
提出書類 留意事項	① 中途脱退者選択届 ② 移換申出書(再就職先から入手ください。) ・ 再就職先の企業年金制度の有無、制度の内容及び脱退一時金相当額移換の可否等につきましては、再就職先にご照会ください。

(5) 選択肢オ: 個人型確定拠出年金[iDeCo](国民年金基金連合会)へ移換する

iDeCoに加入している方(資格喪失後に加入される方を含む。)は、脱退一時金相当額をiDeCoへ移換して、原則60歳から年金又は一時金を受給することができます。

移換申出期限	資格喪失日から1年を経過する日
提出書類 留意事項	① 中途脱退者選択届 ② 移換申出書(受付金融機関で入手してください。) ・ 再就職先で企業年金制度(厚生年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金)に加入する場合は、再就職先にiDeCo加入の可否等をご確認ください。
個人型確定拠出年金[iDeCo]の概要	<ul style="list-style-type: none">・ 個人型確定拠出年金[iDeCo]は、加入者本人が拠出した掛金を加入者が自ら運用を行い、その運用の結果に基づいて給付(年金・一時金)を受け取る制度です。・ 原則60歳から老齢給付金を請求できます。(基本的に60歳まで資産の引出しは不可)・ 給付金は、老齢給付金(脱退一時金)、障害給付金、死亡一時金の3種類があります。・ 給付額は、加入者自身の運用実績により変動します。・ 加入時又は資産移換時と掛金収納時等に手数料負担が必要です。(詳しくは国民年金基金連合会へご確認願います。)・ 運営管理機関(金融機関等)のサービス、信託銀行の資産管理及び運用商品に対する手数料が別途必要です。(詳しくは各金融機関等にご確認願います。) <p>[お問合せ先] 国民年金基金連合会 (イデコダイヤル)0570-086-105 〒106-0032 東京都港区六本木 6-1-21 三井住友銀行六本木ビル (https://www.ideco-koushiki.jp)</p>

(6) 選択肢カ: 現時点での選択を保留し資格喪失日から1年を経過する日までの間に改めて選択する。なお、資格喪失日から1年を経過するまでの間に選択しない場合は、企業年金連合会へ移換する。

期限	資格喪失後、速やかに
提出書類 留意事項	中途脱退者選択届 ・ 保留できる期間は、資格喪失日から1年を経過する日までの間です。 ・ 保留期間中に選択肢ア～オを選択する場合は、選択内容に応じた手続きが必要です。

[届書の送付先・お問合せ先] 〒700-0901 岡山市北区本町 6-36 第一セントラルビル 5 階
岡山県病院企業年金基金 TEL 086-223-5945

～資格喪失後に住所、氏名等に変更がございましたら当基金あてご連絡をお願いいたします～